

笠置町地域振興券取扱店募集要領

(目的)

第1条 この募集要領は、笠置町物価高騰等対策支援事業実施要綱第7条の規定により、笠置町において「地域振興券」を取扱う事業者（以下「地域振興券取扱店」という。）を募集するために必要な事項を定める。

(登録資格)

第2条 登録できる事業者は、町内において登録申請日現在、商業、工業、製造業、建設業、サービス業等を営む事業者（ただし、公序良俗に反せず、反社会的勢力に属さないこと。）とする。

(申請)

第3条 地域振興券取扱店の登録を希望する事業者は、登録申請書(様式第1号)により、笠置まちづくり株式会社あて提出する。

(登録)

第4条 町は、前条により申込のあった事業者が登録資格を有することを確認し、地域振興券取扱店として登録する。

2 町は、特定事業者登録証明書(様式第2号)を交付し、町民に対し地域振興券取扱店の周知を図る。

(地域振興券の取扱い)

第5条 地域振興券取扱店は、地域振興券を持参した者（交付を受けた本人、その代理人に限る。）に対し、令和6年2月29日までの期間で、券面記載額相当の物品の販売、貸付け、役務の提供をおこなう。

(換金)

第6条 前条により地域振興券を取得した地域振興券取扱店は、笠置まちづくり株式会社に当該地域振興券及び笠置町地域振興券換金請求書(様式第3号)を持参し、換金をおこなう。但し、換金は口座振込とする。

2 換金は、令和5年12月から令和6年3月10日までの毎月10日、25日に笠置まちづくり株式会社において行う。なお、換金日が土日祝日の場合はその前の平日とする。

3 換金の申請期間は、令和6年3月10日までとする。なお、期間を過ぎた換

金は、一切行わない。

(責務)

第7条 地域振興券取扱店は、次の事項を順守しなければならない。

- (1) 地域振興券取扱店であることがわかるよう、交付した特定事業者登録証明書を表示すること。
- (2) 特定取引において、地域振興券の受け取りを拒んではならない。
- (3) 大量に持ち込まれた地域振興券については、十分確認すること。
- (4) 偽造されたものとわかる地域振興券、不正に使用されていることが明らかでない地域振興券の受け取りは拒否すること。
- (5) 地域振興券を受け取った場合は、再使用、再流通を防止するため、地域振興券裏面に事業所の印等を押印すること。
- (6) 地域振興券の現金との交換及び地域振興券の支払いに対するつり銭の支払いは、行わないこと。
- (7) 個人情報の取扱いに十分留意すること

(交換、譲渡及び販売の禁止)

第8条 地域振興券取扱店は、地域振興券の交換、譲渡及び売買を行ってはならない。

(登録の取消)

第9条 町は、地域振興券取扱店が、本要領に違反する行為が判明した場合は、笠置町は当該取扱店の登録を取り消すことができる。

(経費の負担)

第10条 登録の申込及び地域振興券の取扱いを行うにあたって要する経費は、地域振興券取扱店の負担とする。

附則

この募集要領は、令和5年10月25日から施行する。